

苫小牧市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 苫小牧市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 苫小牧市内の公共交通事業者等に対し、支援金を予算の範囲内において交付することにより、市民が安心して公共交通機関等を利用できるよう、急激な燃料価格高騰による影響額の一部を緊急的に支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、公共交通事業者等とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）のほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する業態（以下「旅客運送事業等」という。）を行う事業者をいう。

(支援対象者及び支援金交付要件)

第4条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、前条に掲げる公共交通事業者等であって、次の各号の要件全てを満たす事業者とする。

- (1) 苫小牧市内に営業所を有していること。
 - (2) 申請時において、事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は支援の対象としない。
- (1) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年9月17日苫小牧市条例第33号）第2条に規定する暴力団関係事業者
 - (2) その他市長が不相当と認める事業を行う事業者

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、予算の範囲内において、令和4年7月1日現在、各支援対象者が市内の営業所ごとに配置する事業用車両（寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 旧苫小牧市営バス路線の移譲を受けて運行する事業者 車両1台につき6万5千円
- (2) タクシー事業者 車両1台につき3万5千円
- (3) 自動車運転代行業を営む者（以下「運転代行業者」という。） 車両1台につき2万円

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、苫小牧市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金 申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年11月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 旅客運送事業等を行っていることがわかる許可証等の写し
- (2) 旅客運送事業等に供するために保有する車両の一覧表（令和4年7月1日現在）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付又は不交付を決定し、支援金交付決定通知書（様式第2号）又は支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、支援金の決定額を申請者に通知する。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条による交付決定を行った場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、第7条の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき
- 2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。